

「防災アシスト情報」 「官庁施設の被災情報伝達要領」に基づく 被災状況の報告方法等について

東北地方整備局では、従前より、地震、津波、風水害などの災害発生した際、施設管理者の皆様から、被災状況を報告いただくようお願いして参りましたが、本年4月からの試行運用を経て、7月17日に開催されました中央官庁営繕担当課長連絡調整会議において、「官庁施設の被災情報伝達要領」が各省各庁の申し合わせ事項になりましたので、要領に基づく被災状況の報告方法等について、ご説明させていただきます。

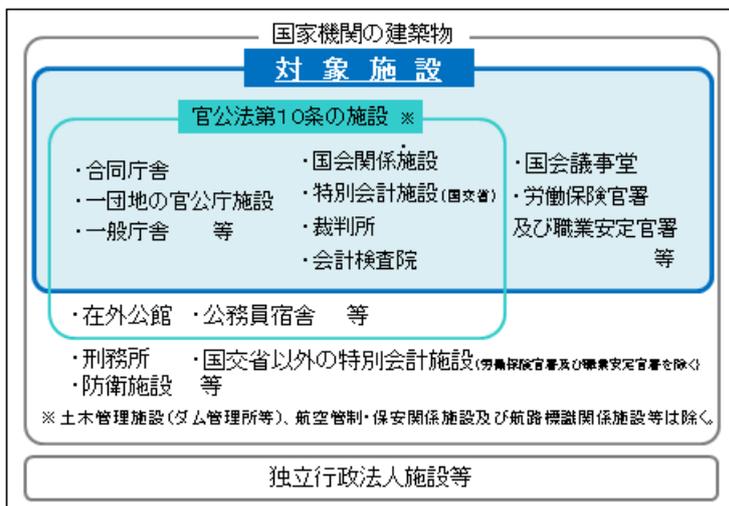
1. 「官庁施設の被災情報伝達要領」の目的

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担うこととなります。災害時においては、施設管理者の皆様と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があります。被災情報等を適切に共有することが重要となります。

「官庁施設の被災情報伝達要領」は、災害時の官庁施設の被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的としています。

2. 対象施設

災害時において被災情報を伝達する施設（以下「対象施設」という。）は、図1の通りです。



官公庁施設の建設等に関する法律第10条により国土交通大臣が営繕等を行う施設、労働保険官署及び職業安定官署に係る施設、並びに「国家機関の建築物のうち特に重要な建築物を定める件」(平成16年国土交通省告示第456号)に規定する施設としています。ただし、在外公館、公務員宿舎、刑務所、防衛施設等は対象外としています。

図1 対象施設

3. 災害に応じた情報伝達内容等

災害の種類、規模に応じて、情報伝達を行う対象施設の範囲と伝達内容を設定しており、その内容は、次の①及び②の通りです。(表1参照)

- ① 各施設に対応した震度観測点において震度5強以上の地震が観測された場合は、施設の「被害の有無」(「有」の場合は、その「被害の状況」とも)を伝達します。

◆ 施設管理者からの情報伝達 ◆

各施設管理者は、所管する施設の被災情報を「様式2」により営繕事務所等と自らの上位機関に伝達します。その際、被害があった施設については、「様式3」を添付します。

◆ 地方ブロック機関からの情報伝達 ◆

各省各庁の地方ブロック機関等は、施設管理者より報告のあった各施設の「様式2」（自らの施設の「様式2」を含む）の被災情報を「様式1」にとりまとめ、「様式1」及び「様式2」により地方整備局等と自らの上位機関に伝達します。その際、被害があった施設については、「様式3」を添付します。

6. 情報伝達時期

被災情報の伝達時期については、「地震災害」と「地震以外のその他の災害」、更に地震

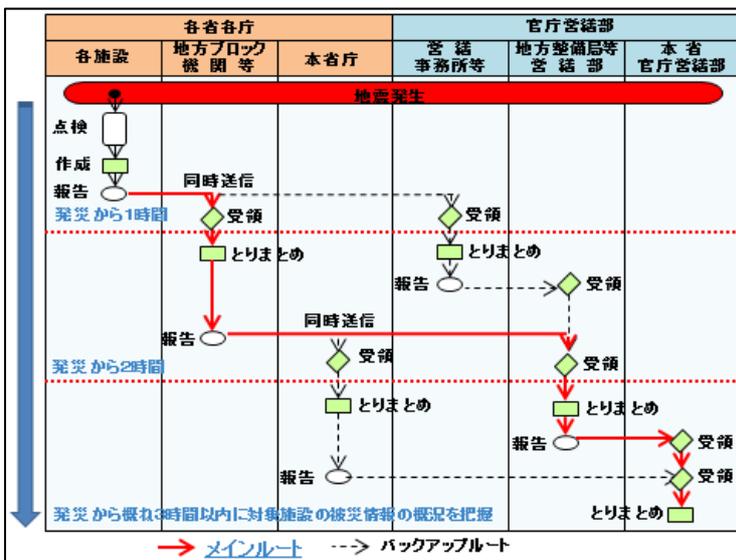


図4 情報伝達ルートと伝達時期のイメージ
(地震災害が勤務時間内に発生した場合)

災害については「勤務時間内に発災した場合」と「勤務時間外に発災した場合」に分けて考えられています。

地震災害が勤務時間内に発災した場合には、各省各庁の本省庁等及び国土交通省大臣官房官庁営繕部にて、概ね3時間以内で対象施設全体の被災情報の概況を把握できるよう情報伝達を行うこととしています。(図4参照)

7. 情報伝達手段

被災情報の伝達手段は、原則としてパソコンによる電子メールとします。電子メールが使用できない場合は、FAX等により伝達してください。なお、施設管理者からの各個別施設の被災情報(様式2)については、パソコンによる電子メールが使用できない場合は、携帯電話またはスマートフォンのメール機能により伝達して頂くことも可能です。

8. 情報伝達のための平時の準備

発災時に円滑な情報伝達ができるよう対象施設の基本情報の把握、情報伝達窓口の確認、施設に応じた点検体制の整備、情報伝達訓練等を実施してください。

営繕とうほく編集室 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15 東北地方整備局営繕部計画課内 TEL (022)225-2171 E-mail: eikei@thr.mlit.go.jp	ホームページアドレス ■東北地方整備局 http://www.thr.mlit.go.jp/ ■盛岡営繕事務所 http://www.thr.mlit.go.jp/moriei
「営繕とうほく」は東北地方整備局ホームページでもご覧になれます	